

○国土交通省令第 号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）及び物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第 号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第一項及び第三項第三号並びに第五項第三号及び第九項（これらの規定を同法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(道路管理者の意見の聴取) 第一条 国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があつた場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第六条第四項第八号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2 (略) (貨物自動車中継輸送実施計画の認定の申請等) 第四条の二 法第二十九条の六第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 法第二十九条の六第二項各号に掲げる事項 三 法第二十九条の六第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う場合にあつては、同項各号に掲げる事項 四 特定貨物自動車中継輸送施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあつては、次に掲げる事項 イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称及び位置 ハ 営業所に配置する事業用自動車の数
改正前	(道路管理者の意見の聴取) 第一条 国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があつた場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2 (略) (新設)

-
- ニ 自動車車庫の位置及び収容能力
ホ 営業所等において行う業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為の謄本
- ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
- 三 個人にあつては、次に掲げる書類
- イ 戸籍抄本
- ロ 資産調書
- 四 特定貨物自動車中継輸送施設の平面図、立面図及び断面図、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路との位置関係を明らかにする図面並びに特定貨物自動車中継輸送施設が有する設備の能力を説明する書類
- 五 貨物自動車中継輸送実施計画に法第二十九条の六第三項に規定する者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項を記載する場合にあつては、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う者について、第一号から第三号までに掲げる書類
- 3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第二項各号に掲げるもののほか、法第二十九条の六第一項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る貨物自動車中継輸送実施計画が同条第五項各号に適合することを確認するために必要な書類の提
-

出を求めることができる。

5 国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について法第二十九条の六第一項の認定をしようとするときは、同条第七項の規定によるほか、関係地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

6 第一項の申請書は、その貨物自動車中継輸送事業（当該事業に係る国土交通大臣の権限が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第十四条第五項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条及び第二十條において同じ。）に委任されているものを除く。）の主たる実施区域を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関して貨物自動車中継輸送実施計画に記載すべき事項）

第四條の三 法第二十九条の六第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施時期とする。

（新設）

（特定貨物自動車中継輸送施設の基準）

第四條の四 法第二十九条の六第五項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

（新設）

一 高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下この号において「高速自動車国道」という。））、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八條の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限る）、まだ供用の開始がないものを除く。）又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項第二号に規定する自動車専用道路と同等の規格及び機能を有する道路（高速自動車国道に接続しているものに限る）、まだ供用の開始がないも

のを除く。)と道路法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道(いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。)を連結させるための施設をいう。)の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 貯蔵槽倉庫(倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。次号において同じ。)及び冷蔵倉庫(倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。次号において同じ。)にあつては、特定貨物自動車中継輸送施設(第五号に規定する施設を除く。)について、その容積が四千立方メートル以上のものであること。

三 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の特定貨物自動車中継輸送施設にあつては、特定貨物自動車中継輸送施設(第五号に規定する施設を除く。)について、その床面積が二千平方メートル以上のものであること。

四 特定貨物自動車中継輸送施設の主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

五 入浴設備を備えた待機所その他の運転者(法第二十九条の二第一号に規定する「運転者」をいう。以下同じ。)の疲労を回復するための施設を有するものであること。

六 到着時刻表示装置(特定貨物自動車中継輸送施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定貨物自動車中継輸送施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、国土交通大臣の定める基準に適合するものをいう。)を有するものであること。

七 データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取

引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。

八 非常用データ保存システム（特定貨物自動車中継輸送施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定貨物自動車中継輸送施設外の適当な場所において保存するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

九 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること。

十 大型車対応荷さばき・転回場（特定貨物自動車中継輸送施設に設けられた貨物の搬出入場所であつて、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

十一 高規格バース（特定貨物自動車中継輸送施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。）を有するものであること。

十二 当該特定貨物自動車中継輸送施設の階数が二以上のもの（ランプウェイ構造を有するものを除く。）にあつては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

（貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定の申請等）

第四条の五 法第二十九条の七第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項

（新設）

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該貨物自動車中継輸送実施計画に係る貨物自動車中継輸送事業の実施状況を記載した書類

二 当該貨物自動車中継輸送実施計画の変更が第四条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類

3 第四条の二第三項から第六項までの規定は、法第二十九条の七第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合について準用する。

(荷待ち時間)

第五条 法第三十条第二号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2 法第三十条第二号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第三号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第五号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二 (略)

(荷役等時間)

第六条 法第三十条第三号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常法第二十九条の二第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附

(荷待ち時間)

第五条 法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2 法第三十条第四号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者（同条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第五号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二 (略)

(荷役等時間)

第六条 法第三十条第五号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務と

帯する業務とする。

2 法第三十条第三号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に從事していない時間を除く。）とする。

第八条 法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における令第五條第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条 法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第一号に規定する荷待ち時間等という。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二（略）

（書類の提出）

第二十条 この省令の規定（第四条の二及び第四条の五を除く。）により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

別表第一（第四条の二関係）

規定	事項	書類
法第二十九条の八	貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則 車運送事業法施行

する。

2 法第三十条第五号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に從事していない時間を除く。）とする。

第八条 法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条 法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第三号に規定する荷待ち時間等という。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二（略）

（書類の提出）

第二十条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して提出するものとする。

（新設）

法第二十九条の九				
自動車ターミナル法第十一項の許可に係る部分	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第七條第一項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法第九條第三項の規定による届出に係る部分		
自動車ターミナル法施行規則第四條第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第二條第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第二項各号又は第七條第二項各号に掲げる事項	省令第二十一号（第五條第一項各号に掲げる事項	規則第五條第二項に規定する書類
自動車ターミナル法施行規則第四條第二項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第二條第二項に規定する書類	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第三項又は第七條第三項に規定する書類		

法第二十九条の十					
自動車ターミナル法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条の登録に係る部分	倉庫業法第七条第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分		
自動車ターミナル法施行規則第五条第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条の第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第五条第一項	倉庫業法第八条第一項の規定による
る書類	倉庫業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第四条の第三項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類	倉庫業法施行規則第五条第三項各号に掲げる書類

		届出に係る部分	
	項	各号に掲げる事	

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第二百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(業務方法書の記載事項) 第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇九 (略) 十 法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項及び第二十九条の十一第一項に規定する業務に関する事項 十一〇十八 (略)
改正前	(業務方法書の記載事項) 第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇九 (略) 十 法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務に関する事項 十一〇十八 (略)

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(交通政策部の所掌事務) 第二条 交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 (略) 八 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に關すること(港湾流通拠点地区(同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。))に關することを除く。) 八の二 物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に關すること。 九 十二 (略) (環境・物流課の所掌事務) 第二十二條 環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六 (略) 七 物資の流通の効率化に關する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に關すること(港湾流通拠点地区に關することを除く。) 七の二 物資の流通の効率化に關する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に關すること。 八・九 (略) (所掌事務) 第八十五條 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 二十四 (略) 二十五 物資の流通の効率化に關する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に關すること(港湾流通拠点地区に關することを除く。)	(交通政策部の所掌事務) 第二条 交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 (略) 八 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に關すること(港湾流通拠点地区(同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。))に關することを除く。) (新設) 九 十二 (略) (環境・物流課の所掌事務) 第二十二條 環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 六 (略) 七 物資の流通の効率化に關する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に關すること(港湾流通拠点地区に關することを除く。) (新設) 八・九 (略) (所掌事務) 第八十五條 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 二十四 (略) 二十五 物資の流通の効率化に關する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に關すること(港湾流通拠点地区に關することを除く。)

区に関するものを除く。）。 <u>二十五の二</u> 物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に関すること。 二十六〇四十三 (略)	とを除く。）。 (新設) 二十六〇四十三 (略)
2 (略) (総務企画部の所掌事務) 第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十八 (略)	2 (略) (総務企画部の所掌事務) 第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十八 (略)
十九 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関するものを除く。）。	十九 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関するものを除く。）。
<u>十九の二</u> 物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に関すること。 二十〇三十一 (略)	(新設) 二十〇三十一 (略)
(企画課の所掌事務) 第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 (略)	(企画課の所掌事務) 第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 (略)
八 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関すること及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。 <u>八の二</u> 物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。 九〇十九 (略)	八 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関すること及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。 (新設) 九〇十九 (略)
(物流施設対策官の職務) 第一百一条 物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	(物流施設対策官の職務) 第一百一条 物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一〇五 (略) 六 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業の計画の認定に 関すること(港湾流通拠点地区に 関することを除く。) 。 六の二 物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業の計画の認定に 関すること。 七・八 (略)	一〇五 (略) 六 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に 関すること(港湾流通拠点地区に 関することを除く。) 。 (新設) 七・八 (略)
---	--

附 則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。